

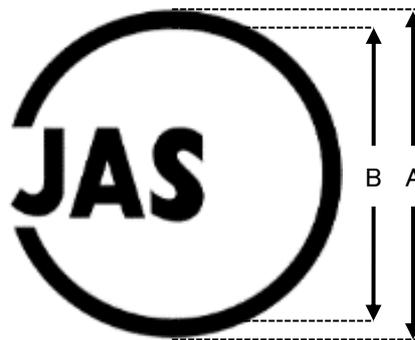
直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)~d)のとおりとする。



認 証 機 関 名

図 1—格付の表示の様式

- a) A は 25 mm 以上とし、B は A の 9/10 としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- c) 認証機関名の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

3 格付の表示の方法

各個の見やすい箇所に、付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 平成25年12月20日農林水産省告示第3082号
一部改正 平成30年 3月29日農林水産省告示第 686号
一部改正 令和元年 8月15日農林水産省告示第 667号
最終改正 令和 7年 2月28日農林水産省告示第 296号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7年 2月 28 日農林水産省告示第 296 号
令和 7年 3月 30 日から施行する。